

Next 担い手確保対策事業に関するQ&A

(令和6年2月15日時点)

| 区分 | 質問 | 回答 |
|------|-----------------------------------|---|
| 事業全体 | この事業の趣旨・目的は何か。 | <p>人口減少が加速する中、地域への子育て世代の流入を促し地域の担い手として定着させる施策の実施に向け、市町村と県が連携して中期的な視点から検討を行うこととしています。</p> <p>このため、魅力ある仕事の創出や地域の担い手の確保に資する、創意工夫あふれる構想を持つ市町村を選定し、構想の具体化や実施スキームの企画検討などを、県も連携しながら支援していくこととしています。</p> |
| | なぜ、県が参画することを条件としているのか。 | <p>この事業では、市町村と県との連携体制をつくって具体的な内容や実施スキームを検討することにより、市町村単独では具現化が困難な構想をより効果的で実施可能な事業計画として取りまとめることを目標としています。</p> <p>県と連携することにより、障壁を解消できたり、より大きな効果が得られることを期待しています。</p> |
| | 仕事の創出・担い手確保に資する構想であれば、支援の対象になるのか。 | あくまでも農林水産業を切り口とした構想を応募ください。 |
| | 人的・財政的支援とは何か。 | <p>地域の実情を理解し、専門的な知識や国等との調整能力を持つ県職員を検討の場に派遣し、市町村職員と一緒に調査研究を行うとともに、1年目の調査研究に要する経費を補助（補助率10/10、上限100万円）します。</p> |
| | 2年目・3年目の財政措置はどうなるのか。 | <p>国庫補助事業の補助対象外経費や市町村負担等に充当可能な補助金の制度をこの事業による調査研究結果や市町村の予算措置等を踏まえ、創設する予定です。</p> |
| | 支援は3年に限られるのか。 | <p>最長3年を考慮しており、その後は支援がなくとも持続的運営が可能な取組となることを想定しています。</p> |

| 区分 | 質問 | 回答 |
|-------|--|---|
| 事業全体 | 1年目の事業成果として何を求めるのか。また、1年目に構想を具体化できなかった場合はどうなるのか。 | 運営会議で事業計画が承認され、市町村において、翌年度の事業実施のための予算要求がなされていることなどを確認する予定です。具体化できなかった場合は、課題整理とその解決策までの検討を行った結果の報告を求めることを想定しています。 |
| | 審査結果はいつ頃わかるか。 | 令和6年6月上旬を予定しています。 |
| | 採択後のスケジュールはどうなっているのか。 | ①審査結果通知 令和6年6月上旬 ②交付申請 令和6年6月上旬以降 ③運営会議設置 令和6年7月 ※以後、課題検証等を進めながら随時開催 ④翌年度事業の枠組み決定 令和6年9月 ⑤事業化へ向けた詳細な検討 令和6年10月以降 |
| 運営会議 | 採択後の運営会議の設置は必須か。 | 市町村と県が連携することを条件としていることから、双方が参画する検討の場として運営会議を設置することとしており、会長は市町村担当部(課)長を想定しています。なお、既存の会議や協議会を活用することも可能ですので、ご相談ください。 |
| | 自治体以外の団体は運営会議に参画できるのか。 | 構想を具現化する上で、連携が必要な団体であれば、参画可能です。 |
| 応募条件等 | 応募書類はどこで入手できるのか。 | 岡山県農林水産部農政企画課のホームページに掲載しています。 |
| | 1市町村で複数の構想を提出することは可能か。 | 可能ですが、令和6年度の採択件数は3件を予定しています。 |
| | 複数の自治体が共同で応募することは可能か。 | 可能ですが、応募に際しては代表自治体を選定し、代表自治体が申請書類を取りまとめて提出ください。 |
| | 事前に県の担当課へ構想内容の相談を行うことは可能か。 | 可能です。この際に構想内容や運営会議での市町村と県の役割分担などを整理いただくと、採択後の事務作業を縮減できますので、積極的にご相談ください。 |

| 区分 | 質問 | 回答 |
|------------|--------------------------------------|---|
| 対象事業・対象事業費 | 他の補助金等と併用することはできるか。 | 併用は可能です。ただし他の補助金等が他の補助制度との併用に制限を設けている場合がありますので、留意ください。 |
| | 上記の場合において、既に内示等を受けている他の補助金等との併用は可能か。 | 市町村と県が連携することで、市町村単独では具現化が困難な構想をより効果的で実施可能な事業計画として取りまとめることを目標としていることから、この趣旨から外れるものは対象外となる可能性があります。 |
| | 調査・研究等が補助対象となっているが、具体的にはどういったものか。 | 構想の具現化に必要なデータの収集、地域の実態調査、地域の合意形成、コーディネーター、運営会議の開催経費などを想定しています。 |
| | 調査・研究の一部を委託することは可能か。 | 一部を外部に委託することもできますが、事業計画策定の核となる部分は、市町村自ら実施する必要があります。 |
| | 人件費は対象となるのか。 | 当該事業のために雇用された者の人件費は対象となりますが、市町村の恒常的職員の経費に該当するものは除きます。 |
| | 備品購入費は対象となるのか。 | 事業に使用する備品の購入費は申請できますが、使用頻度が低い、対象事業以外の活動に必要な備品と明確に区別できないものなどは、審査等により対象とされない場合があります。 |